

交政建第189号
令和4年3月14日

交通基盤部各出先機関の長 様

建設政策課長

令和4年度 オンライン電子納品の試行について（通知）

現在、交通基盤部では、建設生産プロセスの生産性向上の取組として、ICT活用を推進しており、電子納品の運用の効率化について検討を行っています。

この検討の一環として、オンライン電子納品の試行を下記のとおり実施することとしたので、適切な運用をお願いします。

記

1. 実施資料

オンライン電子納品試行要領

2. 対象業務

当初設計額 1,000 千円以上、かつ、電子納品対象の測量業務（用地測量は除く）及び設計業務委託を対象とする。ただし、電算帳票作成のみの業務及び電子成果品に個人情報を含む業務は対象外とする。

3. 適用

令和4年4月1日以降に積算する対象業務に適用する。

4. 備考

発注者向けのシステム操作説明資料は、情報共有DBに掲載します。

受注者向けのシステム操作説明資料は、システムのサイト上に掲載されます。

担 当 イノベーション推進班 芹澤

TEL 054-221-2497

FAX 054-221-3569

オンライン電子納品試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電子成果のデータ流通・活用推進の取組の一環として、電子成果品の電子媒体による納品に替えて、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いて電子成果品を登録することで納品を行う（以下、「オンライン電子納品」という。）試行について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 当初設計額1,000千円以上、かつ、電子納品対象の測量業務（用地測量は除く）及び設計業務委託を対象とする。ただし、電算帳票作成のみの業務及び電子成果品に個人情報を含む業務は対象外とする。

(実施手続)

第3条 対象業務は、特記仕様書を添付し発注手続きをする。

(利用システム)

第4条 オンライン電子納品は、以下のシステム（以下、「オンライン電子納品システム」）により実施する。

URL： <https://mycityconstruction.jp/>

(積算の取扱い)

第5条 オンライン電子納品システムの登録に要する費用は、電子成果品作成費に含まれるものとする。

(電子成果の取扱い)

第6条 オンライン電子納品の電子成果は、オンライン電子納品システムを電磁的記録の媒体とする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

オンライン電子納品に関する特記仕様書

(定義)

第1条 オンライン電子納品とは、電子成果品の電子媒体による納品に替えて、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いて電子成果品を登録することで納品を行うことをいう。

(利用システム)

第2条 オンライン電子納品は、以下のシステム(以下、「オンライン電子納品システム」)により実施する。

URL : <https://mycityconstruction.jp/>

(適用)

第3条 当初契約額1,000千円以上、かつ、電子納品対象の測量業務(用地測量は除く)及び設計業務委託は、原則として、静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン(令和4年4月)に基づく電子媒体による電子納品に替えて、オンライン電子納品を実施するものとする。

ただし、電算帳票作成のみの業務及び電子成果品に個人情報を含む業務は対象外とする。

(電子成果品の作成)

第4条 電子成果品は、従来の電子媒体による電子成果品と同様に作成するものとするが、以下に留意する。

(1) 設計書コード(業務管理項目)

設計書コードは、13桁(書式:00-A0000-00-13-00)の番号で記入する。

(2) フォルダ構成

ルート直下を電子納品のフォルダ構成とする。ディスク毎に分割されたフォルダ構成としない。

(実施手順)

第5条 オンライン電子納品は、以下の手順により実施する。

(1) 事前協議

電子納品事前協議チェックシートの電子納品対象項目の備考欄に「オンライン電子納品を適用」と記載する。工事検査方法等については、「電子媒体」を「オンライン電子納品システム」に読み替える。

(2) ユーザ登録

受注者は、過去にオンライン電子納品システムの利用実績がない場合、オンライン電子納品システムのユーザ登録を行う。利用実績がある場合には、作成済みのアカウントを利用する。

(3) 成果品登録

受注者は、電子納品チェックシステムを用いてチェックを行った上で、電子成果品の登録作業を行う。

(4) 登録内容確認

発注者は、登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録された成果品に不備がある場合には、発注者は差戻しを行い、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(5) 登録確認書類

受注者は、オンライン電子納品システムの登録確認書を発注者に提出する。

(6) 検査

検査は、オンライン電子納品システムに登録された成果品をシステム上で閲覧することで実施する。なお、機器の準備は、検査時にインターネット接続が必要となることを考慮した上で、受発注者のどちらが行うか事前協議において確認する。

(7) 成果品の修正

検査の指摘等により、成果品の修正が必要となった場合、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(データの取扱い)

第6条 オンライン電子納品の電子成果品の公開、非公開の設定は、事前協議において決定する。

2. 発注者が公開を不相当と判断した項目及び受注者が公開を希望しない項目は、非公開に設定するものとする。

3. 成果品に、3次元点群データ (LAS形式) または3次元設計データ (XML形式) が含まれる場合は、原則として該当するデータを公開に設定とするものとする。

(積算の取扱い)

第7条 オンライン電子納品システムの登録に要する費用は、電子成果品作成費に含まれるものとする。